

(別記)

令和8年度舞鶴市農業振興協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

舞鶴市は京都府の北東部に位置し、市域面積は342.13km²で京都府総面積の約7.4%を占めている。このうち山林が市総面積の約79.0%を占め、平地が少ないことから人口及び産業は臨海部の平坦部に集中し、その中心部では市街化が進んでおり、農地率は極めて低くなっている。

舞鶴市の人口は年々減少しており、農業者数についても減少及び高齢化が進んでおり、高齢化率は今後一層高まるものと推測される。そのため後継者が不足する地域においては、耕作放棄地や不作付地が増加するものと思われる。

農業後継者を確保していくためには、認定農業者等の経営規模拡大による所得確保や、万願寺甘とう等の京のブランド野菜を主体とした、商品性の高い農産物の生産及びブランド化、直売事業の推進等、担い手の意欲や体力に応じた条件整備を行う必要がある。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

舞鶴市は平地が少ないことから農地が点在しており、少量多品目の栽培がされてきている。そのため、大規模な栽培による契約栽培が無く、収入面も不安定な状況であることが課題である。収益力強化に向け、京のブランド産品にも認定されている万願寺甘とうなどのブランド化された作物や、小豆などの高収益作物の生産を推進していく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

舞鶴市の農業は米、施設園芸を含む野菜を基幹とし、その他地域の特性を生かした作物の生産と、京野菜というブランド力を生かした作物の生産を振興する方針である。

畑作物の生産が固定化している農地の調査を現地確認等で行い、地域の実情や耕作者との協議のうえ、農業者等から畑地化の意向がある場合は、畑地化促進事業を活用するなどして畑地化に取り組み、水田の有効利用を目指す。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

消費者・市場重視の米作りを実施するために、トレーサビリティ（生産履歴）の記帳の徹底を推進するとともに、化学肥料及び農薬の使用量を削減し、有機質を含む資材を施用することで、安心・安全の「舞鶴産米（特別栽培米）」の確立を目指す。

主食用米の需要が高く、京都府内での米の引き合いが強いことから、これまで通りの主食用米の作付を呼び掛けていく。

(2) 備蓄米

現在は取り組んでいないが、需要動向に応じて推進を図る。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

地域の実需者との契約に基づき、現行の栽培面積を維持する。

イ 米粉用米

現在は取り組んでいないが、需要動向に応じて推進を図る。

ウ 新市場開拓用米

現在は取り組んでいないが、需要動向に応じて推進を図る。

エ WCS用稲

産地交付金を活用しつつ、栽培面積を維持する。

オ 加工用米

産地交付金を活用しつつ、独自の酒造用掛米品種である加工用米「京の輝き」の栽培面積の拡大を図る。

(4) 麦、大豆、飼料作物

地域の実需者との契約に基づき、現行の栽培面積を維持する。

(5) そば、なたね

実需者との契約に基づき、現行の栽培面積を維持する。

(6) 地力増進作物

農地の土壌は農業生産の基盤であり、持続的な生産に向けて土づくりに取り組むことが重要である。次作の減肥を期待できる緑肥作物により、環境に配慮しつつ農地の地力増進を図る。

(7) 高収益作物

「万願寺甘とう」、「小豆」、「紫ずきん」、「京夏ずきん」、「トマト」、「いちご」、「えびいも」、「堀川ごぼう」、「ほうれんそう」、「ふき」、「京の輝き」を振興品目として拡大する。「万願寺甘とう」と「トマト」、「いちご」については、品質と生産性の向上を図るため、ハウス栽培の導入を誘引する。「小豆」については、京のブランド産品として振興していくなど、振興作物の生産拡大を図れるようにする。

(8) 畑地化

水田を畑地化し、畑作物の本作化に取り組む農業者に対し、「万願寺甘とう」や「トマト」のような高収益作物の施設栽培や、そばや小麦等戦略作物を中心に、畑地化促進事業を活用するなどして、畑地化を推進していく。

5 作物ごとの作付予定面積等 ～ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位: ha)

作物等		前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
			うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米		513	0.0	517	0.0	460.6	0.0
備蓄米		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飼料用米		8.3	0.0	4.2	0.0	12.0	0.0
米粉用米		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
新市場開拓用米		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
WCS用稲		9.1	0.0	7.8	0.0	14.0	0.0
加工用米		34.8	0.0	35.4	0.0	40.0	0.0
麦		0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0
大豆		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飼料作物		0.5	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0
	・子実用とうもろこし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そば		0.5	0.0	0.3	0.0	1.7	0.0
なたね		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地力増進作物		0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0
高収益作物		11.4	0.6	17.2	0.6	22.0	0.6
	・野菜	5.3	0.6	7.5	0.6	7.0	0.6
	・花き・花木	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	・果樹	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	・その他の高収益作物	6.1	0.0	9.7	0.0	15.0	0.0
その他		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	・〇〇	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
畑地化		0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	0.0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	万願寺甘とう	振興作物生産奨励	出荷量増加 販売金額増加	（令和7年度）194t （令和7年度） 187,779千円	（令和8年度）255t （令和8年度） 200,000千円
2	加工用米 （京の輝き）	振興作物生産奨励	作付面積の増加 契約農家数の増加	（令和7年度）34.8ha （令和7年度）11件	（令和8年度）40.0ha （令和8年度）13件
3	対象野菜 （別紙のとおり）	振興作物生産奨励	作付面積の増加	（令和7年度）2.1ha	（令和8年度）2.5ha
4	万願寺甘とう トマト いちご	ハウス施設栽培奨励加算	対象作物のハウス 栽培面積の増加	（令和7年度）2.9ha	（令和8年度）4.2ha
5	小豆	土地利用型作物生産奨励	作付面積の増加	（令和7年度）6.1ha	（令和8年度）15.0ha
6	そば	土地利用型作物生産奨励	作付面積の増加	（令和7年度）0.5ha	（令和8年度）1.7ha
7	飼料用米 WCS用稲	契約作物栽培奨励	契約農家数増加	（令和7年度）10件	（令和8年度）14件
8	対象野菜 （別紙のとおり）	契約作物栽培奨励	契約農家数増加	（令和7年度）6件	（令和8年度）10件
9	対象野菜 （別紙のとおり）	二毛作栽培加算	作付面積の増加	（令和7年度）0.3ha	（令和8年度）1.0ha
10	小豆	出荷数量加算（少）	申請者の小豆 10a当たり 平均出荷数量	（令和7年度）20kg	（令和8年度）42kg
11	小豆	出荷数量加算（並）	申請者の小豆 10a当たり 平均出荷数量	（令和7年度）45kg	（令和8年度）55kg
12	小豆	出荷数量加算（多）	申請者の小豆 10a当たり 平均出荷数量	（令和7年度）78kg	（令和8年度）120kg
13・14	地力増進作物(別紙のと おり)	地力増進作物推進助成(基幹 (二毛作)	土づくり取組面積	—	（令和8年度）69a

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：京都府

協議会名：舞鶴市農業振興協議会

整理 番号	使途 ※1	作 期 等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	振興作物生産奨励	1	29,000	万願寺甘とう	3a以上作付（ハウス栽培については2a以上）。 ブランド野菜として地域版こだわり指針に従った栽培。
2	振興作物生産奨励	1	15,000	加工用米（京の輝き）	10a以上作付。 実需者と事前の数量契約等を結んでいること。
3	振興作物生産奨励	1	9,000	対象野菜（別紙のとおり）	単一の対象作物を3a以上作付 （ハウス栽培については2a以上）。
4	ハウス施設栽培奨励加算	1	21,000	万願寺甘とう、トマト、いちご	ハウス栽培面積が2a以上。 露地栽培の雨避けのためのハウス利用を除く。
5	土地利用型作物生産奨励	1	17,000	小豆	5a以上作付。 畝立てまたは溝切りの実施。
6	土地利用型作物生産奨励	1	15,000	そば	5a以上作付。 畝立てまたは溝切りの実施。
7	契約作物栽培奨励	1	6,000	飼料用米・WCS用稲	単一の対象作物を10a以上作付。 実需者と利用供給協定等の事前の数量契約を結んでいること。 生産性向上のための課題に対する取組として、別紙取組のうち 1つ以上に取り組むこと。
8	契約作物栽培奨励	1	17,000	対象野菜（別紙のとおり）	対象作物を合計10a以上作付。 実需者と事前の数量契約を結んでいること。
9	二毛作栽培加算	2	9,000	対象野菜（別紙のとおり）	10a以上作付。 実需者と事前の数量契約等を結んでいること。 整理番号8と同一の作物を作付けた場合は対象としない。
10	出荷数量加算（少）	1	9,000	小豆	5a以上作付。 畝立てまたは溝切りの実施。 10aあたりの出荷数量が20kg以上40kg未満。
11	出荷数量加算（並）	1	17,000	小豆	5a以上作付。 畝立てまたは溝切りの実施。 10aあたりの出荷数量が40kg以上60kg未満。
12	出荷数量加算（多）	1	25,000	小豆	5a以上作付。 畝立てまたは溝切りの実施。 10aあたりの出荷数量が60kg以上。
13	地力増進作物推進助成(基幹)	1	0	地力増進作物（別紙のとおり）	1a以上作付。 対象作物のすきこみ。
14	地力増進作物推進助成(二毛作)	2	5,000	地力増進作物（別紙のとおり）	5a以上作付。 対象作物のすきこみ及び交付金対象作物の作付け

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇（二毛作）」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇（耕畜連携）」と記入してください。ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇（耕畜連携・二毛作）」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細（個票）の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細（個票）の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

8 産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

舞鶴市農業振興協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位：円)

協議会等名	配分枠 (A+B)			活用予定額
		当初配分 (A)	追加配分 (B)	
舞鶴市農業振興協議会	12,747,000	12,747,000		12,746,300

(注) 追加配分が未定の段階にあっては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

12,747,000

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単価① (円 /10a)	面 積 (a単位) ※3															所要額 ①×② (円)	
				戦略作物						新市場開	そば	なたね	地力増	高収益作物				その他		合計 ② ※5
				麦	大豆	飼料用米	特粉用米	飼料用米	WCS用稲					加工用米	野菜	き・花	果樹			
1	振興作物生産奨励 (万願寺甘とう)	1	29,000											350					350	1,015,000
2	振興作物生産奨励 (加工用米「京の輝き」)	1	15,000						3,547										3,547	5,320,500
3	振興作物生産奨励 (対象野菜)	1	9,000											362					362	325,800
4	ハウス施設栽培奨励加算 (万願寺甘とう・トマト・いちご)	1	21,000											465					465	976,500
5	土地利用型作物生産奨励 (小豆)	1	17,000														979		979	1,664,300
6	土地利用型作物生産奨励 (そば)	1	15,000								32								32	48,000
7	契約作物栽培奨励 (飼料用米・WCS用稲)	1	6,000					420	782										1,202	721,200
8	契約作物栽培奨励 (対象野菜)	1	17,000											300					300	510,000
9	二毛作栽培加算 (対象野菜)	2	9,000											30					30	27,000
10	出荷数量加算 (小豆) 少	1	9,000														90		90	81,000
11	出荷数量加算 (小豆) 並	1	17,000														250		250	425,000
12	出荷数量加算 (小豆) 多	1	25,000														639		639	1,597,500
13	地力増進作物推進助成 (基幹)	1	0										69						69	0
14	地力増進作物推進助成 (二毛作)	2	5,000										69						69	34,500
合 計 (基幹) ※4			実面積					420	782	3,547		32		750			979		6,510	※6
合 計 (二毛作) ※4			実面積							69				30					99	12,746,300

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

1. (追加配分) 追加配分等を受けた際の単価調整にあつては、次の①→⑭の順に1,000円ずつ増額し単価を調整する。なお、追加配分の残額が追加配分を行おうとする取組の追加配分総額を下回る際は、その取組への追加配分を飛ばして、次に追加配分が可能な取組に配分を行う。
一巡目した後に、まだ追加配分が残っている場合は、二巡目以降も実施する。

2. (減額調整) 府から減額調整があった場合は追加配分と融通し、余剰分を1. (追加配分) に加算する。
なお不足する場合は整理番号⑭→①の順に-1,000円/10aずつ減額調整する。

- ①整理番号2 (加工用米「京の輝き」)
- ②整理番号7 (飼料用米・WCS用稲)
- ③整理番号1 (万願寺甘とう)
- ④整理番号3 (振興野菜)
- ⑤整理番号8 (契約野菜)
- ⑥整理番号6 (そば)
- ⑦整理番号9 (二毛作)
- ⑧整理番号4 (ハウス)
- ⑨整理番号5 (小豆)
- ⑩整理番号12 (小豆)
- ⑪整理番号11 (小豆)
- ⑫整理番号10 (小豆)
- ⑬整理番号13 (地力増進 基幹)
- ⑭整理番号14 (地力増進 二毛作)

なお、交付単価は全て1,000円単位とする。
(配分額を対象面積で除した際に支払単価が1,000円/10a未満となった場合、他の項目に活用することができる。)

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

所要額が配分額を超えた場合は、以下の通り調整する。

①余剰額がある他の整理番号の項目から融通により不足分を補うことができる。

②整理番号単位で所要額が配分額を超過する場合は、以下のとおり単価調整を実施する。

(整理番号単位で所要額が配分額を超過したもののみで算定)

交付単価 = 計画単価 × 調整係数 (調整後の単価は、1,000円未満切り捨て)

調整係数 = 配分額 ÷ 所要額 (各計画単価 × 各交付対象面積の合計) (小数第4位を切り捨て)

なお、単価調整後に予算の余剰がある場合は、活用面積の小さい整理番号から順に1,000円単位で交付単価を増額することとする。

6. 高収益作物について

小豆

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	舞鶴市農業振興協議会				整理番号	1
使途名	振興作物生産奨励					
対象作物	万願寺甘とう（基幹作物）					
単 価	29,000円/10a（追加配分の配分額に応じて50,000円/10aを上限として増額調整する。）					
課 題	舞鶴市の特に振興する作物である。しかし、舞鶴管内の目標収量は約255tで販売額155,000千円であったが目標数量が達成できていないことが課題である。今後はGI登録取組などの後押しもあり、さらなる需要が予想されており、出荷量と販売金額の増加が必要である。加えてブランド野菜としての規格を守り生産されることが、万願寺甘とうのブランド価値を維持していくために必要である。					
目 標			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	出荷量増加 販売金額増加	目標	255t 155,000千円	220t 180,000千円	235 t 190,000千円	255t 200,000千円
		実績	198 t 174,967千円	183 t 169,514千円	194 t 187,779千円	-
内 容	対象作物の作付面積に応じて交付する。					
具体的要件	対象者は水田活用の直接支払交付金を申請し、対象作物を出荷・販売目的で生産する販売農家とする。 対象農地は、経営所得安定対策等実施要綱別紙 1 に定める水田とする。 3a以上の作付（ハウス栽培については2a以上）。 ブランド野菜として地域版こだわり指針に従った栽培。					
取組の 確認方法	○地域協議会において以下の確認を行う。 営農計画書、現地確認、出荷者リスト等、こだわり生産認証事業に係る検査記録、その他必要に応じて地域協議会が提出を求める書類等。					
成果等の 確認方法	○地域協議会において令和9年1月までに以下の項目を確認。 出荷実績により出荷数量の推移。 舞鶴万願寺甘とう部会の報告により販売金額の推移。 集荷数量の集計。 販売金額の集計。					
備考	支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	舞鶴市農業振興協議会				整理番号	2	
使途名	振興作物生産奨励						
対象作物	加工用米（京の輝き）（基幹作物）						
単 価	15,000円/10a（追加配分の配分額に応じて50,000円/10aを上限として単価を増額調整する。）						
課 題	京都府内において年々需要が高まっている加工用米（京の輝き）であるが、供給が不足していることが課題である。経営上担い手農家の面積拡大が難しい中で、新たに加工用米（京の輝き）を作付する農業者、作付面積の拡大を図る必要がある。						
目 標			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
	作付面積の増加 契約農家数増加	目標	40.0ha 25件	37.0ha 12件	38.0ha 12件	40.0ha 13件	
		実績	35.3ha 12件	37.0ha 13件	34.8ha 11件	-	
内 容	対象作物の作付面積に応じて交付する。						
具体的要件	対象者は水田活用の直接支払交付金を申請し、対象作物を出荷・販売目的で生産する販売農家とする。 対象農地は、経営所得安定対策等実施要綱別紙 1 に定める水田とする。 対象作物を合計10a以上作付。 実需者と事前の数量契約等を結んでいること。 京都府が設定する助成と重複する場合は加算して助成する。 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の1に基づき、加工用米取組計画を届け出、受理されていること。						
取組の 確認方法	○地域協議会において以下の確認を行う。 営農計画書、現地確認、出荷者リスト等、契約書、その他必要に応じて地域協議会が提出を求める書類等。 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙 1 の第 5 の 4 に基づき近畿農政局長から通知される「○年産加工用米に係る届出状況報告書」（別紙様式第 4－1）により確認。 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙 1 の第 7 の 2 の(2)に基づき、提出される「○年産加工用米等生産集出荷数量一覧表」（別紙様式第 6－2 号）により確認。 作柄によっては、他の品種で出荷される場合もあるが、「加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表」の面積を助成対象面積とする。						
成果等の 確認方法	○地域協議会において令和9年1月までに以下の項目を確認。 加工用米「京の輝き」契約者数の推移。 営農計画書（細目書）より作付面積の推移。 集荷数量の集計。 販売金額の集計。						
備考	支援年限は設定していない。						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	舞鶴市農業振興協議会				整理番号	3
使途名	振興作物生産奨励					
対象作物	対象野菜（別紙一覧のとおり）（基幹作物）					
単 価	9,000円/10a（追加配分の配分額に応じて50,000円/10aを上限として単価を増額調整する。）					
課 題	京のふるさと産品協会による産地指定や市場出荷奨励などで振興している作物であるが、作付面積が小さく供給が追いついていないことが課題である。振興作物の一定面積以上の作付に助成することで市内の作付面積の拡大を促すことが必要である。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積の増加	目標	2.9ha	2.2ha	2.4ha	2.5ha
		実績	2.2ha	2.3ha	2.1ha	-
内 容	対象作物の作付面積に応じて交付する。					
具体的要件	対象者は水田活用の直接支払交付金を申請し、対象作物を出荷・販売目的で生産する販売農家とする。 対象農地は、経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田とする。 単一の対象作物を3a以上の作付（ハウス栽培については2a以上）。 交付対象面積は別紙対象野菜の合計面積。					
取組の 確認方法	○地域協議会において以下の確認を行う。 営農計画書、現地確認、出荷者リスト等、その他必要に応じて地域協議会が提出を求める書類等。					
成果等の 確認方法	○地域協議会において令和9年1月までに以下の項目を確認。 営農計画書による面積の推移を確認。 集荷数量の集計。 販売金額の集計。					
備考	支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	舞鶴市農業振興協議会				整理番号	4
使途名	ハウス施設栽培奨励加算					
対象作物	万願寺甘とう、トマト、いちご（基幹作物）					
単 価	21,000円/10a（追加配分の配分額に応じて50,000円/10aを上限として単価を増額調整する。）					
課 題	現在対象水田における万願寺甘とうの作付は約3.7haであり、そのうちのハウス栽培面積は約3.2haであるが、需要に供給が追いついていないことが課題である。トマト、いちごについても面積が小さいことから同じ課題が挙げられる。課題解決のためハウス栽培による収量の増加が必要である。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	対象作物のハウス栽培面積の増加	目標	5.4ha	3.8ha	4.0ha	4.2ha
		実績	3.6ha	2.8ha	2.9ha	-
内 容	対象作物の作付面積に応じて交付する。					
具体的要件	対象者は水田活用の直接支払交付金を申請し、対象作物を出荷・販売目的で生産する販売農家とする。 対象農地は、経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田とする。 対象水田で万願寺甘とう、トマト、いちごをハウス施設栽培している。 ハウス栽培面積が2a以上のもの。 露地栽培の雨避けのためのハウス利用を除く。					
取組の 確認方法	○地域協議会において以下の確認を行う。 営農計画書、現地確認、出荷者リスト等、その他必要に応じて地域協議会が提出を求める書類等。					
成果等の 確認方法	○地域協議会において令和9年1月までに以下の項目を確認。 各年現地確認結果から対象品目のハウス栽培面積の推移。 補助事業の活用実績を参照する。 集荷数量の集計。 販売金額の集計。					
備考	支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	舞鶴市農業振興協議会				整理番号	5
使途名	土地利用型作物生産奨励					
対象作物	小豆（基幹作物）					
単 価	17,000円/10a（追加配分の配分額に応じて50,000円/10aを上限として単価を増額調整する。）					
課 題	舞鶴市の小豆は由良川筋や東、大浦地域で作付されている。平成29年度は災害による冠水被害があり、3.5ha分が収穫皆無となった。由良川筋は台風による水害が避けられず、東・大浦地域なども獣害により、収益の減少となることが課題である。農家それぞれが溝切り等による湿害対策など自己防衛や被害への備えが必要である。					
目 標			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	作付面積の増加	目標	24.0ha	11.0ha	13.0ha	15.0ha
		実績	9.4ha	8.5ha	6.1ha	-
内 容	対象作物の作付面積に応じて交付する。					
具体的要件	対象者は水田活用の直接支払交付金を申請し、対象作物を出荷・販売目的で生産する販売農家とする。 対象農地は、経営所得安定対策等実施要綱別紙 1 に定める水田とする。 対象作物の5a以上の作付。 畝立てまたは溝切りの実施。 京都府が設定する助成と重複する場合は加算して助成する。					
取組の 確認方法	○地域協議会において以下の確認を行う。 営農計画書、現地確認、出荷者リスト等、その他必要に応じて地域協議会が提出を求める書類等。					
成果等の 確認方法	○地域協議会において令和9年1月までに以下の項目を確認。 営農計画書による面積の推移を確認。					
備考	支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	舞鶴市農業振興協議会				整理番号	6
使途名	土地利用型作物生産奨励					
対象作物	そば（基幹作物）					
単 価	15,000円/10a（追加配分の配分額に応じて50,000円/10aを上限として単価を増額調整する。）					
課 題	舞鶴市のそばは由良川筋や東、大浦地域で作付されているが、湿害に弱く、近年の災害により収量が上がりず、所得が減少していることが課題である。そばについては作付面積の増加や溝切り等による湿害対策により収量を確保することが必要である。					
目 標			令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	作付面積の増加	目標	1.7ha	1.3ha	1.5ha	1.7ha
		実績	1.2ha	0.9ha	0.5ha	-
内 容	対象作物の作付面積に応じて交付する。					
具体的要件	対象者は水田活用の直接支払交付金を申請し、対象作物を出荷・販売目的で生産する販売農家とする。 対象農地は、経営所得安定対策等実施要綱別紙１に定める水田とする。 対象作物の5a以上の作付。 畝立てまたは溝切りの実施。 京都府が設定する助成と重複する場合は加算して助成する。					
取組の 確認方法	○地域協議会において以下の確認を行う。 営農計画書、現地確認、出荷者リスト等、その他必要に応じて地域協議会が提出を求める書類等。					
成果等の 確認方法	○地域協議会において令和9年1月までに以下の項目を確認。 営農計画書による面積の推移を確認。					
備考	支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	舞鶴市農業振興協議会	整理番号	7			
使途名	契約作物栽培奨励					
対象作物	飼料用米・WCS用稲（基幹作物）					
単 価	6,000円/10a（追加配分の配分額に応じて50,000円/10aを上限として単価を増額調整する。）					
課 題	平成29年度に酪農経営の新規就農者が入ったこともあり、これから飼料用米やWCS用稲の需要の増大が見込まれるため、コスト減の取組などを行い、作付面積の拡大を図ることが課題である。契約栽培を奨励し、面積要件を設けることによる飼料用米・WCS生産農家収入の安定及び生産量の増加が必要である。また、生産コストの削減を図るため併せて生産性向上の取組を行うことが重要である。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	契約農家数増加	目標	10件	12件	13件	14件
		実績	11件	10件	10件	-
内 容	対象作物の作付面積に応じて交付する。					
具体的要件	対象者は水田活用の直接支払交付金を申請し、対象作物を出荷・販売目的で生産する販売農家とする。 対象農地は、経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田とする。 単一の対象作物をそれぞれ10a以上作付。 実需者と利用供給協定等の事前の数量契約等を結んでいること。 京都府が設定する助成と重複する場合は加算して助成する。 生産性向上のための課題に対する取組として、別紙取組のうち1つ以上に取り組むこと。 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の1に基づき、新規需要米取組計画を届け出、受理されていること。					
取組の 確認方法	○地域協議会において以下の確認を行う。 営農計画書、現地確認、出荷者リスト等、実需者との契約書（利用供給協定等）、その他必要に応じて地域協議会が提出を求める書類等。 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の4に基づき近畿農政局長から通知される「○年産新規需要米に係る届出状況報告書」（別紙様式第4－2号）により確認。 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第7の2の（2）に基づき、提出される「○年産加工用米等生産集出荷数量一覧表」（別紙様式第6－2号）により確認。					
成果等の 確認方法	○地域協議会において令和9年1月までに以下の項目を確認。 契約書の提出による件数の推移の確認。 作業日誌等で確認。					
備考	支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	舞鶴市農業振興協議会				整理番号	8
使途名	契約作物栽培奨励					
対象作物	対象野菜（別紙一覧のとおり）（基幹作物）					
単 価	17,000円/10a（追加配分の配分額に応じて50,000円/10aを上限として単価を増額調整する。）					
課 題	これまで舞鶴市においては少量多品目の栽培がされてきており、大規模な栽培による契約栽培が無く収入面も不安定な状況であることが課題である。伝統野菜や振興する作物を事前に数量契約し栽培する取組や、業者との契約による出荷により安定的な収入の確保をしていくことが必要である。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	契約農家数増加	目標	25件	8件	9件	10件
		実績	6件	7件	6件	-
内 容	対象作物の作付面積に応じて交付する。					
具体的要件	対象者は水田活用の直接支払交付金を申請し、対象作物を出荷・販売目的で生産する販売農家とする。 対象農地は、経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田とする。 対象作物を合計10a以上作付。 実需者と事前の数量契約等を結んでいること。 交付対象面積は別紙対象野菜の合計面積。					
取組の 確認方法	○地域協議会において以下の確認を行う。 営農計画書、現地確認、出荷者リスト等、実需者との契約書、その他必要に応じて地域協議会が提出を求める書類等。					
成果等の 確認方法	○地域協議会において令和9年1月までに以下の項目を確認。 契約書の提出による件数の推移の確認。					
備考	支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	舞鶴市農業振興協議会				整理番号	9
使途名	二毛作栽培加算					
対象作物	二毛作による対象野菜（別紙一覧のとおり）					
単 価	9,000円/10a（追加配分の配分額に応じて50,000円/10aを上限として単価を増額調整する。）					
課 題	これまで舞鶴市においては少量多品目の栽培がされてきており、大規模な栽培による契約栽培が無く収入面も不安定な状況であることが課題である。二毛作により水田の利用率を高め、伝統野菜や振興する作物を事前に数量契約し栽培する取組や、業者との契約による出荷により安定的な収入の確保をしていくことが必要である。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積の増加	目標	1.0ha	0.6ha	0.8ha	1.0ha
		実績	0.5ha	0.2ha	0.3ha	-
内 容	対象作物の作付面積に応じて交付する。					
具体的要件	対象者は水田活用の直接支払交付金を申請し、対象作物を出荷・販売目的で生産する販売農家とする。 対象農地は、経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田とする。 対象作物を合計10a以上作付。 実需者と事前の数量契約等を結んでいること。 圃場ごとに、整理番号8と同一の作物を作付けした場合は対象としない。					
取組の 確認方法	○地域協議会において以下の確認を行う。 営農計画書、現地確認、出荷者リスト等、その他必要に応じて地域協議会が提出を求める書類等。					
成果等の 確認方法	○地域協議会において令和9年1月までに以下の項目を確認。 契約書の提出による件数の推移の確認。 営農計画書による面積の推移を確認。					
備考	契約作物栽培助成の作物を二毛作で作付した場合の助成。支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	舞鶴市農業振興協議会				整理番号	10
使途名	出荷数量加算（少）					
対象作物	小豆（基幹作物）					
単 価	9,000円/10a（追加配分の配分額に応じて50,000円/10aを上限として単価を増額調整する。）					
課 題	小豆は需要に供給が追いついておらず、面積を増加させるだけでなく排水等対策を行ったうえで出荷収量を増加させる必要がある。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	申請者の小豆10a 当たり平均出荷数量	目標	42kg	35kg	39kg	42kg
		実績	33kg	33kg	20kg	-
内 容	対象作物の出荷数量に応じた単価を交付する。					
具体的要件	対象者は水田活用の直接支払交付金を申請し、対象作物を出荷・販売目的で生産する販売農家とする。 対象農地は、経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田とする。 対象作物の5a以上の作付。 畝立てまたは溝切りの実施。 10aあたりの出荷数量が20kg以上40kg未満。 京都府が設定する助成と重複する場合は加算して助成する。					
取組の 確認方法	○地域協議会において以下の確認を行う。 営農計画書、現地確認、出荷者リスト等、その他必要に応じて地域協議会が提出を求める書類等。 ※災害及び獣害の場合、出荷数量は農業共済の基準単収を採用して算出する。 農業共済未加入者は、実際の出荷数量のみとする。					
成果等の 確認方法	○地域協議会において令和9年1月までに以下の項目を確認。 協議会に提出された出荷数量証明書を集計。 営農計画書により対象面積を集計。 面積当たりの出荷数量の推移を確認する。					
備考	出荷数量は協議会の独自様式を活用し確認。支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	舞鶴市農業振興協議会				整理番号	11
使途名	出荷数量加算（並）					
対象作物	小豆（基幹作物）					
単 価	17,000円/10a（追加配分の配分額に応じて50,000円/10aを上限として単価を増額調整する。）					
課 題	小豆は需要に供給が追いついておらず、面積を増加させるだけでなく排水等対策を行ったうえで収量を増加させる必要がある。					
目 標			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	申請者の小豆10a 当たり平均出荷数量	目標	55kg	52kg	54kg	55kg
		実績	50kg	50kg	45kg	-
内 容	対象作物の出荷数量に応じた単価を交付する。					
具体的要件	対象者は水田活用の直接支払交付金を申請し、対象作物を出荷・販売目的で生産する販売農家とする。 対象農地は、経営所得安定対策等実施要綱別紙 1 に定める水田とする。 対象作物の5a以上の作付。 畝立てまたは溝切りの実施。 10aあたりの出荷数量が40kg以上60kg未満。 京都府が設定する助成と重複する場合は加算して助成する。					
取組の 確認方法	○地域協議会において以下の確認を行う。 営農計画書、現地確認、出荷者リスト等、その他必要に応じて地域協議会が提出を求める書類等。 ※災害及び獣害の場合、出荷数量は農業共済の基準単収を採用して算出する。 農業共済未加入者は、実際の出荷数量のみとする。					
成果等の 確認方法	○地域協議会において令和9年1月までに以下の項目を確認。 協議会に提出された出荷数量証明書を集計。 営農計画書により対象面積を集計。 面積当たりの出荷数量の推移を確認する。					
備考	出荷数量は協議会の独自様式を活用し確認。支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	舞鶴市農業振興協議会				整理番号	12
使途名	出荷数量加算（多）					
対象作物	小豆（基幹作物）					
単 価	25,000円/10a（追加配分の配分額に応じて50,000円/10aを上限として単価を増額調整する。）					
課 題	小豆は需要に供給が追いついておらず、面積を増加させるだけでなく排水等対策を行ったうえで出荷収量を増加させる必要がある。					
目 標			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	申請者の小豆10a 当たり平均出荷数量	目標	120kg	80kg	100kg	120kg
		実績	77kg	66kg	78kg	-
内 容	対象作物の出荷数量に応じた単価を交付する。					
具体的要件	対象者は水田活用の直接支払交付金を申請し、対象作物を出荷・販売目的で生産する販売農家とする。 対象農地は、経営所得安定対策等実施要綱別紙 1 に定める水田とする。 対象作物の5a以上の作付。 畝立てまたは溝切りの実施。 10aあたりの出荷数量が60kg以上。 京都府が設定する助成と重複する場合は加算して助成する。					
取組の 確認方法	○地域協議会において以下の確認を行う。 営農計画書、現地確認、出荷者リスト等、その他必要に応じて地域協議会が提出を求める書類等。 ※災害及び獣害の場合、出荷数量は農業共済の基準単収を採用して算出する。 農業共済未加入者は、実際の出荷数量のみとする。					
成果等の 確認方法	○地域協議会において令和9年1月までに以下の項目を確認。 協議会に提出された出荷数量証明書を集計。 営農計画書により対象面積を集計。 面積当たりの出荷数量の推移を確認する。					
備考	出荷数量は協議会の独自様式を活用し確認。支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	舞鶴市農業振興協議会				整理番号	13
使途名	地力増進作物推進助成（基幹）					
対象作物	地力増進作物（エンバク、ライムギ、ソルガム、イタリアンライグラス、クロタリア、ヘアリーベッチ、レンゲ、クリムソンクローバ、アカクローバ、セスバニア、ヒマワリ）（基幹）					
単 価	0円/10a（追加配分の配分額に応じて50,000円/10aを上限として単価を増額調整する。）					
課 題	農地土壌は農業生産の基盤であり、農業生産の持続的な生産向上に向けて土づくりに取り組むことが重要である。次作の減肥を期待できる緑肥作物により、環境に配慮しつつ農地の地力増進を図る。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	土づくり取組 面積の拡大	目標	—	—	—	69a
		実績	—	—	—	—
内 容	次作の有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取組に対して、生産者ごとの作付面積に応じた助成を行う。					
具体的要件	1 助成対象者 対象作物を1a以上作付けする者。 2 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱（以下「実施要綱」という。）別紙1に定める水田。 3 取組要件 ①適切な播種期に播種し、適切な肥培管理を行い、対象作物をすき込むことで、次作に向けた土づくりを実施すること。 ②種苗メーカーのカatalog等に記載の標準播種量以上の種子を播種すること。 ③同一ほ場への連続支援は原則2年間までとする。 4 適切な生産であることの確認 実施要綱Ⅳ第2の1の（9）を満たすこと。 5 その他 ・原則、対象作物のすき込みに対して交付する。ただし、は種年度に地力増進作物以外の作付が無い水田であり、当該地力増進作物のすき込みが翌年度になる場合に限り、は種に対して交付する。その場合、翌年度のすき込みに対しては交付対象としない。 ・生産者ごとの作付面積に応じて配分する。					
取組の 確認方法	○地域協議会において以下の確認を行う。 営農計画書、現地確認、その他必要に応じて地域協議会が提出を求める書類等。 ○適切な生産であることの確認 種子購入伝票、作業日誌、写真等					
成果等の 確認方法	○地域協議会において令和9年1月までに以下の項目を確認。 営農計画書による面積の推移を確認し、現地確認により交付対象面積を集計。					
備考	支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	舞鶴市農業振興協議会				整理番号	14
使途名	地力増進作物推進助成（二毛作）					
対象作物	地力増進作物（エンバク、ライムギ、ソルガム、イタリアンライグラス、クロタラリア、ヘアリーベッチ、レンゲ、クリムソクローバ、アカクローバ、セスバニア、ヒマワリ）（二毛作）					
単 価	5,000円/10a（追加配分の配分額に応じて50,000円/10aを上限として単価を増額調整する。）					
課 題	肥料価格高騰による経営悪化などで、離農者が増える可能性がある中、緑肥を利用した土づくりにより、化学肥料の使用量を減らすなどの取組が必要。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	土づくり取組 面積の拡大	目標	－	－	－	69a
		実績	－	－	－	－
内 容	緑肥を利用して、化学肥料の使用量減少に取り組んだ生産者について、取組面積（すき込み面積）に応じて助成。					
具体的要件	○助成対象者 対象作物を5a以上すき込んで、次作のための土づくりをした者。 ○対象農地 経営所得安定対策等実施要綱（以下「実施要綱」という。）別紙1に定める水田。 ○取組要件 ①対象作物をすき込んだ後、水田活用の直接支払交付金対象作物の作付をすること。 ②種苗メーカーのカタログ等に記載の標準播種量以上の種子を播種すること。 ○適切な生産であることの確認 実施要綱Ⅳ第2の1の（9）を満たすこと。					
取組の 確認方法	○地域協議会において以下の確認を行う。 営農計画書、現地確認、その他必要に応じて地域協議会が提出を求める書類等。 ○適切な生産であることの確認 種子購入伝票、作業日誌、写真等（地番、播種、すき込み、交付金対象作物の作付けなどの状況がわかるもの）					
成果等の 確認方法	○地域協議会において令和9年1月までに以下の項目を確認。 営農計画書による面積の推移を確認し、現地確認により交付対象面積を集計。					
備考	支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

別紙

個票3に該当する品目一覧

No	品目
1	紫ずきん
2	京夏ずきん
3	堀川ごぼう
4	えびいも
5	トマト
6	いちご
7	ほうれんそう
8	フキ

個票8に該当する品目一覧

No	品目
1	紫ずきん
2	京夏ずきん
3	堀川ごぼう
4	えびいも
5	トマト
6	いちご
7	ほうれんそう
8	フキ
9	ばれいしょ
10	たまねぎ
11	かぼちゃ
12	しゅんぎく
13	きゅうり
14	キャベツ
15	なす

個票9に該当する品目一覧

No	品目
1	紫ずきん
2	京夏ずきん
3	堀川ごぼう
4	えびいも
5	トマト
6	いちご
7	ほうれんそう
8	フキ
9	ばれいしょ
10	たまねぎ
11	かぼちゃ
12	しゅんぎく
13	きゅうり
14	キャベツ
15	なす

個票13・14に該当する品目一覧

No	品目
1	エンバク
2	ライムギ
3	ソルガム
4	イタリアンライグラス
5	クロタラリア
6	ヘアリーベッチ
7	レンゲ
8	クリムソンクローバー
9	アカクローバ
10	セスバニア
11	ヒマワリ

(別紙)

生産性向上のための取組

取組内容	備考
多収品種の導入	
不耕起田植技術	
排水対策 (明暗きょ排水の整備、心土破碎)	
育苗・移植作業の省力化 (直は栽培、乳苗移植、プール育苗、 密苗栽培、疎植栽培)	
土づくり (堆肥の施用、ケイ酸質資材の施用)	
肥料の低コスト化、省力化 (土壌分析・生育診断を踏まえた施肥、 流し込み施肥、側条施肥)	
農薬の低コスト化、省力化 (種子の温湯消毒、農薬の苗箱播種同時 処理、農薬の田植同時処理、共同防除)	
立毛乾燥	
担い手が行う取組	農地中間管理機構の借受者、認定農業者、 認定新規就農者、集落営農、人・農地プラン に位置付けられた地域の中心となる経営体
施設・機械の共同利用	
収穫・流通体制の改善 (フレコン・バラ出荷、オペレータや コントラクタ等への作業委託)	
地域内流通	京都府内の需要者への出荷